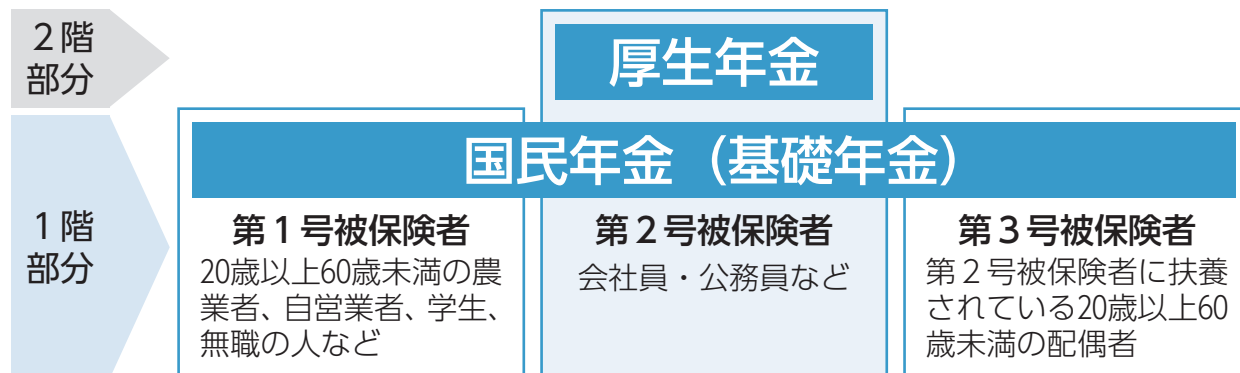


# 国民年金のお知らせ

## 公的年金制度の種類と加入する制度について

日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する**国民年金(基礎年金)**と、会社員・公務員の方が加入する**厚生年金保険**の2階建て構造です。

会社員・公務員の方は、2つの年金制度に加入します。



### 国民年金

国民年金には、職業などによって3つの被保険者の種別があり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

|          | 第1号被保険者               | 第2号被保険者             | 第3号被保険者                  |
|----------|-----------------------|---------------------|--------------------------|
| 加入する制度   | 国民年金                  | 国民年金と厚生年金           | 国民年金                     |
| 対象者      | 農業者・自営業者・学生・無職の方など    | 会社員・公務員など           | 国内に居住し第2号被保険者に扶養されている配偶者 |
| 届出方法     | お住まいの市(区)役所または町村役場へ届出 | お勤め先を通じて事業主が届出      | 第2号被保険者のお勤め先経由で届出        |
| 保険料の納付方法 | 納付書による納付や口座振替など、自分で納付 | お勤め先を通じて納付(給料から天引き) | 自己負担なし(第2号被保険者の加入制度が負担)  |

### 厚生年金

厚生年金保険に加入している会社、工場、商店、船舶、官公庁などの適用事務所に常時使用される70歳未満の方は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となります。

### 【参考】共済年金

かつては、公務員や私立学校教職員が加入する公的年金制度は共済年金と呼ばれていましたが、被用者の年金制度の一元化により、現在は厚生年金保険に加入しています。

お問い合わせ先：町民課 戸籍年金係 ☎47-4681  
函館年金事務所 ☎0138-31-9086（国民年金課）